

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会

定 款

施 行 平成22年10月1日

改 正 平成29年6月14日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、東京都内における暴力団等の反社会的勢力による特殊暴力の排除に関する事業を行い、その被害を防止することによって社会公共の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特殊暴力の排除及び防止対策に関する調査研究及び情報の収集
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求情報管理機関として、特殊暴力の排除及び防止対策に関する情報の提供
- (3) 特殊暴力対策等企業防犯に関する相談及び指導
- (4) 地区特防協及び警察並びに関係機関、団体との連携による特殊暴力排除意識の普及啓発
- (5) 特殊暴力排除に関する研修会等の実施及び会報の発行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、東京都において行うものとする。

(定 義)

第5条 この定款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊暴力 暴力団、総会屋等反社会的勢力による、企業に対する寄附金、賛助金、出版物の購読料等名目のいかんを問わない金品その他の財産上の利益の供与を強要する等の不当要求及び面会の強要、強談威迫、暴力的不当行為その他の迷惑行為をいう。
- (2) 地区特防協 特殊暴力の排除及び被害防止を目的として、警視庁管内各地区に結成された特殊暴力防止対策協議会で、理事会において認定したものをいう。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 準 会 員 正会員と同一法人又は団体で、当該正会員とは異なる地区特防協に所属し、
正会員とは別途入会した支店又は営業所等
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人、団体及び個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、入会及び退会に関する規程に定める基準により、理事長がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。理事長は、直近の理事会に入会者を報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 除名されたとき

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) この法人の定款又は法令に違反したとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知を行い、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第15条 総会は、定期総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集は、開催1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項等の通知)

第21条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会報に掲載する等の方法をもって会員に対し周知を図るものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、総会において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とし、2名以内の常務理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事にはこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があると

き又は理事長が欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、理事長の職務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、その職務を代行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は地区特防協代表者会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第40条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、翌事業年度に開催される定期総会に提出し、その内容を報告するものとする。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 この法人が資金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還するものを除く）をしようとするときは、総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 地区特防協代表者会議

(地区特防協代表者会議)

第48条 この法人の目的を達成するため、地区特防協代表者会議を置く。

2 地区特防協代表者会議は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会から付議された事項
- (2) この法人と地区特防協相互の連絡調整に関する事項
- (3) その他第3条の目的達成に必要な事項

3 代表者会議の構成及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により次の委員会を設置することができる。

- (1) 総括委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 情報委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 研修委員会

2 委員会の構成及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は、当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。

中村芳夫

4 この法人の最初の副理事長は、次に掲げる者とする。

渡邊健二 泉邦夫

5 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。

上村弘明